

## II 森林の整備に関する事項

---

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 第2 造林に関する事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法、その他間伐および保育の基準
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業または森林の経営の促進に関する事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 第7 作業路網、その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 第8 その他必要な事項



第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。ただし、重要インフラ施設周辺森林整備等の場合は、この限りではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全 域	40 年	45 年	40 年	50 年	15 年	20 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐および択伐の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐および択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および公益的機能を確保する必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイクの配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設けるなどの確実な更新を図るものとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法とする。択伐に当たっては、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うとともに、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、立木材積にかかる伐採率30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては伐採率40%以下）とし、一定の立木材積を維持させるものとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するに当たっては、以下の事項に留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的とし、自然的条件、地域における林業技術や施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。
- イ 森林内における生物の多様性を保全する観点から、野生生物の営巣に必要な空洞木の残存に配慮するものとする。
- ウ 森林の多面的機能を発揮させる観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の保存帯を確保するものとする。
- エ 伐採後の確実な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。
- オ 林地の保全、雪崩や落石の防止、気象条件による各種被害の防止および風致の維持ため、溪流周辺、尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

3 その他必要な事項

育成単層林および育成複層林別の標準的な施業方法を次のとおり参考として示す。

施業の区分 および対象 とする森林	標準的な施業方法																		
育成単層林 高い林地生産力が期待される人工林、おおむね30年生以下のクヌギ・コナラ等からなる単層林	① 主伐に当たっては、自然的条件および公益的機能の確保を考慮し、1箇所当たりの伐採面積は20haを上限とし、伐採箇所の分散に努めるものとする。 ② 主伐時期については、胸高直径がおおむね下表に掲げる樹種ごとの生産目標に達する時期を目安として実施するものとする。 <table border="1" data-bbox="612 1285 1166 1644" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>生産目</th> <th>直径 (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スギ</td> <td>心持ち材</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>一般建築材</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>心去り材</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ヒノキ</td> <td>心持ち材</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>一般建築材</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>クヌギ コナラ</td> <td>椎茸原木</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> ③ 皆伐後に天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積および伐採箇所は①に準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うものとする。	樹種	生産目	直径 (cm)	スギ	心持ち材	20	一般建築材	26	心去り材	34	ヒノキ	心持ち材	18	一般建築材	24	クヌギ コナラ	椎茸原木	12
樹種	生産目	直径 (cm)																	
スギ	心持ち材	20																	
	一般建築材	26																	
	心去り材	34																	
ヒノキ	心持ち材	18																	
	一般建築材	24																	
クヌギ コナラ	椎茸原木	12																	

<p>育成複層林 施業</p> <p>林齢の異なる木が混在する針葉樹林、広葉樹が混交している人工林等</p>	<p>① 主伐に当たっては、複層状態の森林を確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種や林齢を勘案して選木を行うものとする。</p> <p>② 択伐に当たっては、立木材積にかかる伐採率 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては伐採率 40%以下）とし、一定の立木材積を維持させるものとする。</p> <p>③ 皆伐に当たっては、母樹の配置、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。</p>
--	---

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について次のとおり定める。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または市の林務担当職員とも相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

また、花粉症発生源対策として、花粉症対策に資する苗木等についても積極的に選択することとする。

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ	クヌギ、ケヤキ等

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別および仕立ての方法別植栽本数

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または市の林務担当職員とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定するものとする。

育成複層林や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、下表に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法を勘案して定めることとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ	密仕立て	3,500 本/ha	
	中仕立て	2,500 本/ha	
	疎仕立て	1,500 本/ha	
ヒノキ	密仕立て	3,500 本/ha	
	中仕立て	2,500 本/ha	
	疎仕立て	1,500 本/ha	
広葉樹	密仕立て	3,500 本/ha	
	中仕立て	2,500 本/ha	
	疎仕立て	1,500 本/ha	

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

その他、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地および浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地ごしらえを行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地ごしらえの場合は正方形植を原則とし、筋状地ごしらえの場合は、等高線に沿ってできるだけ筋を通して植え付けるものとする。
植栽の時期	2月から5月中旬までに行うことを原則とし、秋植の場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月から11月）に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、「3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」で示された森林で、皆伐の方法による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐の方法による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件や造林技術を踏まえ、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、別添の「滋賀県天然更新完了基準」を準用し、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種については、次に示す樹種を標準とする。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチヨウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹 ブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、
-----------	--

	ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定するものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数は、次のとおりとする。

樹種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	おおむね7,000本/haを標準とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新にあたっては、地表処理、刈出し、植込み、芽かき、その他天然更新補助作業を行い、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況を考慮し、必要に応じて芽かき、または植込みを行うものとする。

天然更新補助作業の標準的な方法については、次のとおりとする。

区分	標準的な方法
地表処理	落ち葉、枯れ枝等の粗腐植の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所において刈払いを行うものとする。
植込み	天然稚樹の生育状況を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株あたり2~3本の優良芽を残し、かき取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内）に、別添の「滋賀県天然更新完了基準」を準用し、天然更新の完了を確認するものとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業または人工造林を行い、確実に更新を図るものとする。



(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内）に更新を完了する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、天然更新が期待できない次のアからカのいずれかに該当する森林とする。

なお、所在については、森林法第10条の8第1項の規定に基づく「伐採及び伐採後の造林届出書」において伐採後の造林方法が天然更新とされる森林が植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に該当するか個別に判断する。

- ア 種子を供給する母樹が存在しない森林
- イ 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ウ 面積の大きな人工林であって、林床に大本類等が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から伐採後も高木性木本類の侵入が期待できない森林
- エ 斜面が急で崩壊の危険性がある森林
- オ ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林
- カ 森林の早期回復に対する地域住民の要請が高い森林

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林の命令の基準について、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合  
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は、次のとおりとする。  
2の(2)による。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法、その他間伐および保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

間伐は、森林内における立木の成育の促進および林分の健全化ならびに利用価値の向上を図ることを目的とし、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
スギ・ヒノキ	中仕立て	2,500本/ha	15年生	22年生	30年生	40年生	50年生	60年生	間伐率（本数率）はおおむね 20%から 30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 （材積率で 35%以下）	
広葉樹等	それぞれ樹種・利用目的（短伐期利用・20年生程度：薪炭・チップ材等、きのこ原木、パルプ材等／中伐期利用・50年生程度：木工用材等／長伐期利用・100年生以上：家具、建築用材等）に応じた保残木を選定し、その健全な生育と利用価値の向上を促進する。また搬出間伐による材の利用を目的の一つとする。									

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作類別の標準的な方法については、次のとおり定める。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数									標準的な方法	
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目		
下刈り	スギ・ヒノキ	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生					造林木の成長を阻害もしくは被圧する雑草、灌木、ササ類、萌芽等については、造林木を損傷しないように注意しつつ刈り払いを行うものとする。また、作業期間は、雑草等の成育が旺盛な6月から8月に行うものとする。
雪起し	スギ・ヒノキ	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	10年生		雪圧による倒木については、縄を用いて起こすものとする。また、作業期間は、融雪後速やかに行い、2年生の造林木には併せて根踏みを行うものとする。
つる切り	スギ・ヒノキ	15年生										造林木に巻きついたつる類を取り除くものとする。
除伐	スギ・ヒノキ	15年生	22年生									造林木の成育の支障となる広葉樹や灌木類を刈り払い除去するものとする。また、造林木の過密な所では生育不良木も併せて除去するものとする。
枝打ち	スギ・ヒノキ	15年生	22年生	30年生								間伐作業終了後に力枝より下の枝を取り除くものとする。また、作業期間は9月から3月とし、厳寒期は避けるものとする。なお、枝打ち高はおおむね8 mまでとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るために必要な森林施業を推進するため、公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における森林施業の方法について、次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施し、法令等で施業が定められている場合は、法令等に基づき実施するものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が中程度以上の森林等、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図るものとする。

なお、当該区域において複層林施業を経営方針としている林分においては、複層林施業を推進すべき森林とするものとする。

森林の区域については、別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	50年	55年	50年	60年	25年	30年

(2) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林等、土地の災害防止および土壌の保全機能、快適な環境形成機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森

#### 林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林や砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等、山地災害の発生により人命、民家、建物等への被害のおそれがある森林等、山地災害防止機能の評価区分が高い森林

#### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林等、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

#### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、国定公園や県立自然公園の第1種特別地域、史跡名勝や天然記念物等に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、市民の保健や教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林等、保健文化機能の評価区分が高い森林

#### ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

### イ 施業の方法

地形、地質等の自然的条件を考慮したうえで、伐採に伴って発生する裸地の縮小または回避を図るとともに天然力も活用した施業、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林を維持させるための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的な景観形成の維持に配慮した施業を推進するものとする。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

なお、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林については、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図るものとする。また、当該区域において琵琶湖森林づくり事業の「長寿の森奨励事業」協定林については、主伐の時期を当該協定書に基づき延長するものとする。

それぞれの森林の区域については、別表2のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
高島地域 13 林班 へ	80 年	90 年	80 年	100 年	30 年	40 年
長寿の森 奨励事業 協定林	70 年	80 年	—	—	—	—

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所、山腹の凹曲部で地表流下水や地中水が集中的に流下する部分をもっている箇所、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等を含む森林
- ② 集落に隣接して所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
- ③ 湖沼、滝、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見される森林、ハイキングやキャンプ、自然観察、環境学習等の場として利用されている森林等、保健機能、レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林等、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的な森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業または森林の経営の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期の施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を促進する。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による規模の拡大に関する方針に基づき、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託に関する情報提供や助言を行う。

また、必要に応じて森林組合や林業事業体を中心となって、地域や集落単位での座談会や説明会を開催する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項

長期にわたる森林施業や経営の受委託の方法については、森林組合や林業事業体と森林所有者との間で森林経営委託契約の締結を行うこととする。

### 4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できず、当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認めた場合、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については森林経営管理制度の活用を踏まえ、今後、その対応について検討するものとする。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、継続的かつ安定的な森林施業や適切な森林管理については、委託等による森林施業の共同化を図る必要がある。

このため、森林組合、林業事業者、森林所有者等が連携し、地域ぐるみで森林施業の共同化を促進する。

また、森林組合、林業事業者への施業委託を推進することで、作業技術の向上や育成を図る。

### 2 施業実施協定の締結、その他森林施業の共同化を促進するための方策

継続的かつ安定的な森林施業や適切な森林管理を行うためには、施業の共同化による効率的かつ計画的な整備を行う必要がある。

このため、森林組合、林業事業者への保育や間伐等の森林施業および獣害防止対策を委託等により推進する。

なお、不在村森林所有者には、森林組合、県、市が協力し、森林の持つ多面的機能や森林管理の必要性についての理解を求めるための普及啓発に努め、森林整備への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促す。

### 3 共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の設置および維持管理の方法や利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にしておくものとする。

イ 共同施業実施者は、施業の種類に応じて、労務の分担または相互提供、森林組合や林業事業者への委託、種苗や資材の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくものとする。

ウ 共同施業実施者の一人が、アまたはイにより明確にした事項について遵守しないことで、他の共同施業実施者に不利益を与え、または森林施業の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくものとする。

### 4 森林の境界の明確化に関する事項

森林施業の共同化により、適切な森林管理を行うためには、森林の境界の明確化が重要であることから、関係者と連携して、その境界の明確化を推進する。



5 森林経営計画の作成促進に関する事項

森林所有者または、森林の経営の委託を受けた森林組合や林業事業体などに、森林経営計画の作成を促し、共同化による継続的かつ安定的な森林経営を図る。

第7 作業路網、その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するためには、路網の整備が必要かつ重要であるが、本市の林道密度は4.87 m/haと県内の平均より低いため、施業の集約化と合わせて林業専用道を中心とした高規格路網の整備を推進することとし、林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等には適用しない。また、実施に当たって現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	100~250 m/ha	35~50 m/ha
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	75~200 m/ha	25~40 m/ha
	架線系 作業システム	25~75 m/ha	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	60~150 m/ha	15~25 m/ha
	架線系 作業システム	15~50 m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15 m/ha	5~15 m/ha

2 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の開設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るとともに、適切な規格および構造の路網整備を推進する観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格、低コストにより開設する。

イ 基幹路網の整備計画

市内の基幹路網については別表3に示す。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将

来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切な管理を行う。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の開設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連性や丈夫かつ簡易な規格および構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じた作業の効率化と低コストにより開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に使用できるよう森林組合、林業事業者、森林所有者等との共同により適切な管理を行う。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

市内的林業従事者は、高齢化が進んでいることから、若年者の新規参入を促進させるとともに、担い手の中心となる森林組合や林業事業体の育成を図るため、県および市が連携し、安定雇用に向けた福利厚生制度の充実、林業技術や技能の向上、高性能林業機械の導入による省力化等を支援する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の合理化を図り、森林経営を安定させるためには、従来のチェーン・ソーや刈り払い機等の手持ち機械を中心とした作業システムから、森林内の地形、地質、傾斜等の自然的条件を考慮した高性能林業機械を主体とする新たな作業システムへの変換を促進させ、生産コストの低減、生産性の向上、労働負担の軽減を進める必要がある。

また、高性能林業機械の導入を踏まえて、作業路網密度を高めるとともに操作技術者の養成に努める。

高性能林業機械を主体とする作業システムおよび導入目標については、次のとおりとする。

区分	作業システム（主要組み合わせ機械）
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェンソー     ウインチ付グラブブル     チェンソー ハーブスタ                                     プロセッサ     フォワーダ     グラブブル     トラック ハーブスタ                                     (トラック)
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェンソー     スイングヤーダ     チェンソー タワーヤーダ     プロセッサ     グラブブル     トラック

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林組合、林業事業体、製材業者等との連携による木材集出荷貯蔵施設（ストックヤード）の効果的な運用および原木市場の活性化により、市産材の付加価値の向上および安定供給を行う。

施設の概要については、次のとおりとし、施設の位置は別紙2に示す。

施設の種類	位置	規模	対図番号
木材集出荷貯蔵施設	朽木野尻	木造平屋建て 232.85 m <sup>2</sup>	1
原木市場	朽木野尻	7,000 m <sup>2</sup>	2